一般社団法人日本女性医学学会 代議員選挙公示

一般社団法人日本女性医学会(以下、本学会)の「定款」ならびに「代議員選出規程」基づき、 本学会代議員の選挙を実施いたします。

1. 選出する代議員の定数:148名

(2025年4月1日時点の正会員数を基準に算出した代議員総定数164名より理事会推薦代議員定数を差し引いたもの)

- 2. 選出する代議員の任期: 2025 年 11 月の定時総会から 2027 年に実施される定時総会の日まで
- 3. 選挙人と被選挙人について
 - (1) 選挙人の資格(投票権を持つ方)
 - [1]本会の正会員であること。(名誉会員・休会者は含まれません)
 - [2] 2025年4月1日までに会費を完納していること。
 - (2) 被選挙人の資格

被選挙人とは以下の要件を満たし立候補した方です。

- [1]本会の正会員であること。(名誉会員・休会者は含まれません)
- [2] 2025年4月1日までに会費を完納していること。
- [3] 2025年4月1日に満75歳未満であること。
- [4] 2025年4月1日において会員歴が満3年以上であること。

なお選挙管理委員は上記要件を満たしても被選挙人の資格を有しません。

被選挙人(立候補した方)の氏名は、立候補期間終了後、5月20日頃に公示します。

- 4. 立候補について
 - (1) 立候補期間は、2025年5月1日(木)正午から5月14日(水)正午までです。
- (2) 立候補できるのは上記 3-(2) 被選挙人の資格の[1]~[4]をすべて満たしている方のみです。
- (3) 立候補は電子システムにて行います。立候補する方は、立候補期間内に「会員マイページ」 から「立候補申請」してください。なお、被選挙人の要件を満たしていない場合は立候補画 面が表示されません。
- 5. 投票について
 - (1) 投票期間は、2025年6月2日(月)正午から6月23日(月)正午までです。
- (2) 投票できるのは上記 3-(1)の選挙人の要件を満たしている方のみです。
- (3) 投票は電子システムにて行います。

投票権を有する方は投票期間内に「会員マイページ」から「投票」してください。 なお、選挙人の要件を満たしていない場合は投票画面が表示されません。

- (4) 投票は、無記名で10名の制限連記制で行います。ただし立候補者が定数に満たない場合は立候補者の信任投票を行うこととなります。
- 6. 開票について

開票日:2025年6月25日(水)

開票結果は学会ホームページ上で公示します。

7. 選任について

当選者は、2025年11月の定時総会の承認をもって代議員に選任されます。